

# 神戸市立放課後児童クラブ(学童保育)入会 募集中!

## 1 放課後児童クラブ(学童保育)とは

保護者が働いているなど、放課後大人の家族が家にいない小学生のために開設しているものです。子育てと仕事の両立支援や、放課後における児童の健全育成を目的としています。

## 2 対象となる児童

神戸市内に在住する小学校1年生から6年生までの児童で、次の(1)～(3)の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 保護者が働いている家庭、またはこれに準ずる家庭の児童
- (2) 子どもの帰宅時間に、保護者または祖父母など、保護者に準ずる方がいない家庭の児童
- (3) 学校や家から児童館に一人で来て一人で帰ることができる児童、および排泄や食事が一人でできる児童

## 3 開所時間

平日	放課後	～	17時(延長は19時まで)
土曜日	8時	～	17時(延長は19時まで)
学校休業日(夏休み等・土曜日を除く)	8時	～	17時(延長は19時まで)

※ 延長利用は1時間毎に延長利用料が必要です。

## 5 利用料、おやつ代及びICTシステム料

学童保育の利用には次の料金が必要です。

基本利用料	月額 4,500円
延長利用料 (1時間ごと)	月額 1,500円
おやつ代	月額 1,500円

## 6 減免制度

基本利用料および延長利用料に減免制度があります。

減免区分	金額	必要書類
◎ 生活保護世帯	全額免除 (月額 0円)	生活保護適用証明書
◎ 市民税非課税世帯 <u>のうち母子・父子家庭</u>	全額免除 (月額 0円)	児童扶養手当証書又は ひとり親家庭等医療費受給者証の写しと 保護者の令和2年度市民税非課税証明書 (令和元年分所得)
◎ 所得税非課税世帯 ※平成22年度税制改正前の 扶養控除を適用した場合に非 課税扱いになる世帯を含む)	半額免除 (基本利用料 2,250円 18時延長 750円 19時延長 1,500円)	令和2年分所得税非課税 (令和2年分所得)を証明するものが必要 (源泉徴収票、確定申告書などの写し)

神戸市立高倉台児童館 (733-6844)

※年度途中でも入会できます。